

証券コード 1840

平成29年1月11日

株 主 各 位

札幌市北区北9条西3丁目7番地



代表取締役社長 土屋 昌三

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年1月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年1月27日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 札幌市北区北9条西3丁目7番地
土屋ホーム札幌北九条ビル 8階 会議室
(末尾の会場ご案内略図をご参照下さい。) |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 1. 第41期（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第2号議案 | 退任取締役に對し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tsuchiya.co.jp/>）に掲載させていただきます。

会社説明会開催のご案内

株主の皆様におかれましては、日頃当社にご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社における事業活動をより一層ご理解いただくと共に、株主の皆様と交流をさせていただきたく、当社第41期定時株主総会終了後、会社説明会を開催することといたしました。

是非ご出席賜りたくご案内申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年11月1日から
平成28年10月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アジア新興国等の景気減速の影響や、急激な円高進行による輸出の低迷が見られ、先行き不透明な状態が続いております。一方で、政府による経済対策効果などから、雇用・所得環境の改善により景気が下支えられ、緩やかな回復傾向が見られました。

当社グループが属する住宅・不動産業界におきましては、住宅ローン金利が低水準で推移したことや、政府による住宅取得支援策の継続、また、相続税法の改正により賃貸住宅の需要が高まったことなどから、堅調に推移しております。

このような状況において、当社グループは、住宅部門では、東海地区、関西地区にそれぞれ東海本店・関西本店を設置し、営業エリアの拡大、強化を行いました。更に住宅部門、不動産部門に加え、平成27年11月より中古住宅再生事業を担うリノベーション部門を開設し、多様化するお客様のニーズに対応できる体制を整えてまいりました。

また、株式会社土屋ホームにおいて、北海道瓦斯株式会社と共同で開発いたしました、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）基準をクリアする賃貸住宅「積雪寒冷地型スマート集合賃貸住宅」が、平成28年度北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞の省エネルギー部門において大賞を受賞し、暖房費込みの賃料で居住ができるビジネスモデルを構築し、北海道における意義や貢献が大きく期待されると評価されました。

以上の結果、当社グループの連結業績は、売上高につきましては、248億96百万円（前連結会計年度比2.9%増）となりました。利益につきましては、営業利益は1億48百万円（前連結会計年度比4.4%増）、経常利益は2億47百万円（前連結会計年度比1.0%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は30百万円（前連結会計年度比80.9%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

当連結会計年度より「増改築事業」としていた報告セグメントは、「リフォーム事業」に名称を変更しております。なお、報告セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

(住宅事業)

住宅事業につきましては、地域に合わせた販売戦略として、北海道エリアにおいては、断熱性能を向上した住まいに高効率暖冷房・給湯システムを組み合わせ、ランニングコストを削減する「Neo Legend(ネオレジェンド)」の拡販に努めるなど、付加価値の高い提案を行ってまいりました。本州エリアにおいては、平成28年4月に千葉県柏市にて「柏の葉モデル」、同年7月に愛知県名古屋市に「鳴海モデル」をオープンするなど、人口の多い都市部で、営業基盤の強化に努め、更なる受注拡大に努めてまいりました。

戸建注文住宅が台風等の悪天候による影響により、当初計画しておりました完成引渡の棟数が減少したものの、一棟当たり平均単価が増加したことなどから、当事業の売上高は187億42百万円（前連結会計年度比2.5%増）、営業損失は78百万円（前連結会計年度は営業損失1億68百万円）となりました。

(リフォーム事業)

リフォーム事業につきましては、平成28年2月に東京都大田区に大田営業所を開設し、首都圏エリアのサービス拡大を図ってまいりました。また、当社独自の技術力を活かした、断熱リフォームや耐震リフォームなど付加価値の高い商品の販売に注力してまいりました。

当事業の業績につきましては、前連結会計年度に比べ売上高は、価格競争が進み、受注が低迷した影響を受け減少いたしました。当事業の売上高は37億93百万円（前連結会計年度比4.6%減）、利益面につきましては、売上高が減少したことに加え、販売促進費などが増加したことから営業利益は43百万円（前連結会計年度比72.7%減）となりました。

(不動産事業)

不動産事業につきましては、新たに2拠点を新設し、北海道内13拠点で地域に密着した活動をし、販売体制を強化して仲介件数の増加に努めました。また、近年の地価上昇に伴い、1物件当たりの取引額が増加したことにより仲介手数料が押し上げられたことや、中古住宅の販売が順調に推移したことから、前連結会計年度に比べ売上高が増加いたしました。

当事業の売上高は、17億46百万円（前連結会計年度比33.6%増）、営業利益は2億57百万円（前連結会計年度比89.4%増）となりました。

(賃貸事業)

賃貸事業につきましては、オーナー様に寄り添ったきめ細やかな対応に努め、当社の不動産部門との連携により、管理受託戸数が増加いたしました。

たが、損害保険の代理店手数料収入が減少いたしました。

当事業の売上高は6億12百万円（前連結会計年度比0.2%減）、利益面につきましては、管理手数料等の手数料収入が減少したことや、販売費及び一般管理費の増加により、営業利益は2億22百万円（前連結会計年度比32.3%減）となりました。

セグメントの名称	前連結会計年度 自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日		当連結会計年度 自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日		前連結会計 年度比(%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
住 宅 事 業	18,290	75.6	18,742	75.3	102.5
リ フ ォ ー ム 事 業	3,976	16.5	3,793	15.2	95.4
不 動 産 事 業	1,307	5.4	1,746	7.0	133.6
賃 貸 事 業	613	2.5	612	2.5	99.8
合 計	24,188	100.0	24,896	100.0	102.9

② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は、3億40百万円であり、主なものは次のとおりです。

- ・モデルハウスの建設 (1億32百万円)
- ・自社ビル改修 (83百万円)
- ・自社賃貸物件建築 (73百万円)

資金調達につきましては、当連結会計年度において社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

③ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社連結子会社である株式会社土屋ホームと株式会社アーキテクノは、平成27年11月1日を効力発生日として、株式会社土屋ホームを存続会社とする吸収合併を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 38 期 (平成25年10月期)	第 39 期 (平成26年10月期)	第 40 期 (平成27年10月期)	第 41 期 (当連結会計年度 (平成28年10月期))
受 注 高(百万円)	28,009	21,529	22,669	22,723
売 上 高(百万円)	27,152	27,188	24,188	24,896
経 常 利 益(百万円)	809	457	245	247
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	493	496	161	30
1株当たり当期純利益 (円)	19.35	19.46	6.31	1.20
総 資 産(百万円)	22,180	21,136	21,544	21,214
純 資 産(百万円)	13,030	13,362	13,407	13,228
1株当たり純資産額 (円)	510.61	523.64	525.40	518.38
自己資本比率 (%)	58.75	63.22	62.23	62.36

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社土屋ホーム	300百万円	100.0%	建築工事の設計、監理及び請負等
株式会社土屋ホームトピア	200	100.0	リフォーム工事の請負等

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループ主力事業会社の株式会社土屋ホームにおいては、組織変更を行い、サービス付き高齢者住宅、店舗及びアパートなどの大型物件を中心に扱う特建事業部、新商品を企画・販売し、若年層に手が届きやすいリーズナブルな価格で住宅性能を落とさない商品の展開により、幅広い層のユーザーに合った商品を提案するリズナス事業部の2部門を新設し、住宅事業部、不動産事業部、リノベーション事業部の部門と併せ5部門体制とし、総人口の減少や住宅ストックの増加、相続税法の改正など変化する社会、多様化するお客様のニーズに対応できる体制を整え、商圏及び購買層の拡大を目指してまいります。更に、「東京本社」「札幌本社」を新設し、地域完結型の組織体制を目指して、人材採用と育成及び情報収集を強化してまいります。

株式会社土屋ホームトピアでは、北海道、東北に加え、本州エリアでの営業強化に向けて、関東営業部を再編し関東・関西・九州営業部の体制といたしました。また、独自の技術力を生かして断熱リフォームや、耐震リフォームを行い、安心・快適なリフォームの提案を進め、他社にない技術力とデザイン力でさらなる業績拡大を目指してまいります。

このほか、グループ各社を含めた拠点の新設、統廃合及びモデルハウスの出展と人員の適正な配置を行うと共に、地域に根差した営業活動を引き続き推進していく所存でございます。

今後のわが国経済の見通しにつきましては、雇用所得環境の改善が続き、企業収益が底堅く推移するなかで、都市部の再開発や東京オリンピックなどによるインフラ整備、政府による各種経済対策により、景気が押し上げられ、緩やかな景気の持ち直しが期待されます。一方で、将来の負担増に対する防衛意識の高まりに伴い、個人消費の低迷から、依然として先行き不安定な状況が続くと予想されます。

当社グループの属する住宅・不動産業界におきましては、日本銀行によるマイナス金利政策により、住宅ローン金利が低水準で推移したことや、政府による住宅取得支援策に後押しされ、住宅取得マインドの改善が見られました。しかしながら、少子高齢化や、人口・世帯数の減少により、中長期的には、住宅市場の縮小や空き家問題など、住宅市場を取り巻く環境は大きく変化していくものと思われま。

このような状況のなか、当社グループは、激しい競争社会で生き残り永続していくために、時代の変化に適応する改革、新しい機軸を打ち出し、人と組織の活性化を図るとともに、原点である全社員営業体制の堅持をはじめ、財務体質の更なる強化、グループ連携をより一層強化し、経営資源の効率化やコストダウンを進め、更なる企業価値の向上に努めてまいります。併せて当社の企業理念であります、「お客様・社会・会社の関係するすべての人々の物質的・精神的・健康的な豊かさの人生を創造」すべく業務に邁進いたしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後共なお一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成28年10月31日現在)

事業区分	事業内容
住宅事業	注文住宅の設計・請負・施工監理、分譲戸建住宅の施工販売、住宅用地の販売に関する事業
リフォーム事業	リフォーム工事の請負・施工に関する事業
不動産事業	中古住宅・土地の販売、不動産の仲介、リノベーションに関する事業
賃貸事業	不動産の賃貸・管理に関する事業

(6) 主要な事業所 (平成28年10月31日現在)

当社	本社：札幌市北区北9条西3丁目7番地 [事業所] (東京都) 東京事務所
株式会社土屋ホーム	本社：札幌市北区北9条西3丁目7番地 事業所：北海道38、青森県3、岩手県5、秋田県2、山形県1、 宮城県5、福島県2、栃木県4、茨城県1、群馬県1、 埼玉県2、東京都1、千葉県1、富山県1、山梨県1、 長野県5、愛知県1、滋賀県1 工場：北海道北広島市大曲工業団地5丁目1番地3
株式会社土屋ホームトピア	本社：札幌市厚別区厚別南1丁目18番1号 事業所：北海道12、岩手県1、宮城県2、福島県3、東京都4、 神奈川県1、長野県1、福岡県3

(7) 使用人の状況（平成28年10月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
住宅事業	589 (122) 名	21 (△8) 名
リフォーム事業	121 (63) 名	0 (6) 名
不動産事業	49 (18) 名	5 (0) 名
賃貸事業	17 (14) 名	1 (△1) 名
全社（共通）	34 (7) 名	△24 (△7) 名
合計	810 (224) 名	3 (△10) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
22 (7) 名	△3 (3) 名	42.4歳	15.6年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年10月31日現在)

借 入 先	借 入 額
合同会社土屋ソーラーファンド1号	200百万円

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する安定的な利益還元を経営の最重要政策として位置付けており、効果的な業務運営による収益力の向上、財務体質の強化を図りながら、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、激変する社会情勢と予想される同業他社との競争激化に対処し、今まで以上のコスト競争力の強化及び市場ニーズに応える商品開発などへの投資に有効活用し、今後の利益向上及び株主価値の向上に努めてまいります。

この方針のもと、平成28年10月期の期末配当金につきましては、平成28年12月7日に開示いたしました「平成28年10月期決算短信[日本基準](連結)」のとおり、1株当たり4円の普通配当とさせていただきます。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年10月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 54,655,400株
- ② 発行済株式の総数 25,775,118株（うち自己株式256,246株を含む）
- ③ 株主数 4,127名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 土 屋 総 合 研 究 所	3,437,300株	13.47%
株 式 会 社 土 屋 経 営	2,768,241	10.85
土 屋 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	1,738,431	6.81
株 式 会 社 北 洋 銀 行	1,227,455	4.81
土 屋 グ ル ー プ 取 引 先 持 株 会	847,246	3.32
土 屋 公 三	750,388	2.94
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	745,673	2.92
土 屋 博 子	738,774	2.90
公益財団法人ノーマライゼーション住宅財団	500,000	1.96
土 屋 昌 三	406,510	1.59

（注）持株比率は自己株式（256,246株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年10月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	土 屋 昌 三	
取締役会長	土 屋 公 三	
代表取締役専務	大 吉 智 浩	
取 締 役	前 川 克 彦	財務部長
取 締 役	手 塚 純 一	ジェイ建築システム株式会社代表取締役
取 締 役	西 代 明 子	建築士事務所西代企画設計 同所代表
常 勤 監 査 役	大 山 耕 司	
監 査 役	佐 藤 良 雄	キャリアバンク株式会社代表取締役社長、株式会社セールスアウトソーシング代表取締役社長及びSATO行政書士法人代表社員
監 査 役	太 田 勝 久	弁護士法人太田・小幡総合法律事務所 代表社員
監 査 役	千 葉 智	千葉智公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役手塚純一氏及び取締役西代明子氏は社外取締役、監査役佐藤良雄氏、監査役太田勝久氏及び監査役千葉 智氏は社外監査役であります。
2. 監査役千葉 智氏は、公認会計士の資格を有しており、同氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 平成28年11月1日付で取締役の担当が次のとおり変更となりました。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	前 川 克 彦	総合企画部長

4. 取締役手塚純一氏、取締役西代明子氏、監査役佐藤良雄氏、監査役太田勝久氏及び監査役千葉 智氏は、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 社外監査役川崎毅一郎氏は、平成28年1月28日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項並びに当社定款第26条第2項及び第35条第2項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項に基づき当社に対し損害賠償責任を負う場合において、社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める次に掲げる額の合計額を当該損害賠償責任の限度とする。
 - イ. 社外取締役及び社外監査役がその在職中に当社から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額。
 - ロ. 社外取締役及び社外監査役が当社の新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	147,838千円 (1,680)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (4)	9,875 (3,000)
合 計 (うち社外役員)	11 (6)	157,713 (4,680)

- (注) 1. 上記には、平成28年1月28日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成元年11月28日開催の臨時株主総会において月額20,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成元年11月28日開催の臨時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。
5. 支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額73,833千円（取締役4名に対し73,558千円、監査役1名に対し275千円）を含んでおります。
6. 上記の他、平成28年1月28日開催の第40期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任社外監査役1名に対して320千円支給しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- (イ) 取締役手塚純一氏は、ジェイ建築システム株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社グループはジェイ建築システム株式会社との間に、部材の購入等に関する取引関係があります。
- (ロ) 取締役西代明子氏は、建築士事務所西代企画設計代表を兼務しております。なお、当社グループは建築士事務所西代企画設計との間に、特別の関係はありません。
- (ハ) 監査役佐藤良雄氏は、キャリアバンク株式会社代表取締役社長、株式会社セールスアウトソーシング代表取締役社長及びSATO行政書士法人代表社員を兼務しております。なお、当社グループはキャリアバンク株式会社との間に人材派遣に関する取引関係、キャリアバンク株式会社の子会社である株式会社エコミックとの間に年末調整業務代行等に関する取引関係、SATO行政書士法人との間に許可関連の申請業務等に関する取引関係があります。
- (ニ) 監査役太田勝久氏は、弁護士法人太田・小幡綜合法律事務所代表社員を兼務しております。なお、当社グループは弁護士法人太田・小幡綜合法律事務所との間に、特別の関係はありません。
- (ホ) 監査役千葉 智氏は、千葉智公認会計士事務所所長を兼務しております。なお、当社グループは千葉智公認会計士事務所との間に、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 手塚 純一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。主に経験豊富な経営者及び工学博士としての見地から意見を述べております。
取締役 西代 明子	平成28年1月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。主に経験豊富な建築技術者としての見地から意見を述べております。
監査役 佐藤 良雄	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回、監査役会14回のうち11回に出席いたしました。主に経験豊富な経営者としての見地から意見を述べております。
監査役 太田 勝久	当事業年度に開催された取締役会17回のうち14回、監査役会14回のうち8回に出席いたしました。主に弁護士としての見地から意見を述べております。
監査役 千葉 智	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会14回のうちすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての見地から意見を述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人 銀河

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社のすべての子会社につきましても監査法人銀河が会計監査の担当となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社の取締役は、法令遵守はもとより、「創業者の志」と毎期発行する「わが社の経営方針書」に明示されている企業理念（使命感経営）、企業倫理観、価値観、行動規範を取締役自ら率先垂範するとともに、当社グループ全役員に更なる周知徹底を図る。

(ロ) 月1回の定例取締役会、グループ経営会議、及び必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速な意思決定、報告、検討を行う。また、全グループ幹部が参加する幹部会議で重要事項を伝達する。

(ハ) 内部監査室は、内部監査規程に基づき、業務ラインから独立した立場で法令、定款、及び社内規程の遵守状況、職務執行の妥当性につき定期的に内部監査を行い、問題事例の発生時にはその解決のため、助言・指導・是正勧告をするとともに取締役会へ報告する。

ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文章管理規程」に基づき適切かつ容易に検索が可能な状態で保存管理し、定められた保存期間に応じて閲覧可能な状態を維持する。

ハ. 当社の子会社の取締役、執行役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(イ) 偶数月、月初に開催され全グループ幹部が参加する幹部会議で職務の執行に係る事項の報告を行う。

(ロ) 日々の業務報告メールによる職務執行状況の共有を行う。

ニ. 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 「リスク管理規程」に基づき、リスク対策委員会でリスクの洗い出し及び対策を協議し、その内容について「リスク管理委員会」で承認を行う。

(ロ) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には代表取締役が緊急対策協議会を招集し、迅速な対応を行い、損失、被害を最小限にとどめる体制を整える。

ホ、当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役の効率的な職務執行体制の根幹として、月1回の定例取締役会、グループ経営会議、及び必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速な意思決定、報告、検討を行う。また、全グループに関する事項については、偶数月、月初に開催され全グループ幹部が参加する幹部会議で重要事項の職務執行の徹底、報告、協議を行う。
- (ロ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程により、役割と責任、執行手続きの詳細について定める。
- (ハ) 全事業所をオンラインで結んだ業務報告メールを活用し、情報の伝達、業務推進事項、事務処理等を効率的、迅速に行える体制とする。

ヘ、当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 企業人、社会人としての倫理規範、行動規範、法令遵守を明示している「創業者の志」「わが社の経営方針書」の実践的運用と徹底を図り、各種研修のなかで、コンプライアンス教育を必ず取入れ、その啓発を行う。
- (ロ) 役員・使用人に重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、社長若しくは内部監査室に迅速に報告するものとする。内部監査室は報告された事実についての調査を実施し、社長と協議のうえ必要と認める場合、適切な対策を決定する。
- (ハ) 法令遵守上疑義のある行為については、公益通報者保護規程により、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとし、通報者には不利益がないことを確保する。
- (ニ) 社長直轄の内部監査室は使用人の業務執行状況について定期的に内部監査を行う。
- (ホ) 土屋グループに属する会社間の取引は、法令、企業会計原則、税法その他の社会規範に照らし適正であることを確保するため、必要に応じて専門家に確認する体制とする。
- (ヘ) 当社監査役は子会社においても監査業務を実施し、業務の適正を確保する。

ト、当社の監査役の補助使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (イ) 監査役が業務補助のための使用人(以下、「補助使用人」という)を求めた場合は、監査役スタッフを置くこととし、その人数、職務内容等については常勤監査役との間で協議のうえ決定する。
- (ロ) 補助使用人は専ら監査役の指示に従いその職務を行う。また、その人事異動、人事評価に関しては、予め常勤監査役の同意を得る。

- (ハ) 補助使用人は内部監査室と情報を共有し、会計監査人及び社内組織を利用して、取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性につき調査を行える体制とする。
- チ. 取締役、その他使用人等及び子会社の取締役、使用人等が当社の監査役に報告をするための体制
- (イ) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生、又は発生する恐れがある場合、役職員による違法又は不正な行為を発見した場合は速やかに監査役に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて取締役、使用人に対して報告を求めることができることとする。
 - (ロ) 監査役が取締役会及びグループ経営会議並びに幹部会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は都度回覧できるものとする。
 - (ハ) 監査役は内部監査室と情報を共有し、会計監査人及び社内組織を利用して、取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性につき報告を行える体制とする。
 - (ニ) 公益通報者保護規程による通報状況については、監査役への適切な報告体制を確保する。
- リ. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 報告及び相談を行った者（以下、「報告者等」という）が報告及び相談したことを理由として、報告者等に対して解雇その他いかなる不利益な扱いも行ってはならないものとする。
 - (ロ) 報告者等が報告又は相談したことを理由として、報告者等の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を執り、報告者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（報告者等の上司、同僚等を含む）がいた場合には、「就業規則」に従って処分を課すものとする。
- ヌ. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (イ) 会社の事業計画及び監査役職務の執行に沿って発生すると見込まれる監査費用は予算化し、有事対応等、緊急の監査役費用についても前例を考慮し想定した費用を予算に含むものとする。
 - (ロ) 緊急又は臨時に支出した費用、支出が想定される費用について、会社に前払又は償還を請求することができるものとする。

- ル、その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査役の過半数は社外監査役とし、経営トップに対する独立性を保持しつつ、的確な業務監査が行える体制とする。
 - (ロ) 代表取締役と監査役との定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制とする。
 - (ハ) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

ヲ、反社会的勢力に対する基本方針

- (イ) 当社及び当社の子会社は「反社会的勢力調査マニュアル」において、反社会的勢力の排除に係る信用調査を実施する手順の定めに従い一切の関係遮断を徹底する。
- (ロ) 「土屋グループ反社会的勢力排除対応マニュアル」に従い社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を図り、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、反社会的勢力に対して経済的利益を含む一切の利益の供与を行ってはならない旨を行動基準としている。

また、財団法人暴力追放センターが主催する、暴力団等、反社会的勢力との関係排除や反社会的勢力からの不当要求があった場合の対応策等に係る講習を受講し、対応体制・対応要領を整備している。

上記行動基準及びマニュアルを役員・社員へ周知、徹底していくとともに、コンプライアンス室のもと当社の子会社に警察官を退職した者を参与として置き組織体制を構築し、顧問弁護士、警察等の外部専門機関とも連携をし、今後継続して社員の教育・啓発を実施することで、反社会的勢力排除に向けて更なる社内体制の整備・強化を図っている。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の内部統制システムの整備に関する基本方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度におけるその運用状況の概要は次のとおりであります。

イ、取締役会における決議事項について

「取締役会規程」の「取締役会決議事項付議基準」に基づき、取締役会で決議を行っております。当事業年度においては、月次決算、適時開示書類、関連当事者取引、業務規程の改定、重要な組織及び人事異動などの決議を行っております。

ロ. コンプライアンス

当社は、当社グループ従業員に対し、社会規範綱領としての「コンプライアンス・カード」を配布して浸透を図っております。また、コンプライアンス相談窓口もこのカードに社内窓口及び社外窓口の連絡先を記載し周知しております。

ハ. リスクマネジメント

毎月「リスク対策委員会」を開催し、リスクの洗い出しを行い、重大性、緊急性等のあるリスクは「リスク管理委員会」に提言し、検討、承認を得ております。

ニ. 内部監査体制及び財務報告に係る内部統制の評価

内部監査体制については、内部監査計画に基づき監査を実施しており、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

ホ. 子会社経営管理

当社取締役会に各子会社社長も出席しており、子会社の経営管理体制を整備、統括しております。各子会社の事業の運営状況につきましては、毎月開催される取締役会及びグループ経営会議に報告がなされております。なお、内部監査室は監査計画に基づき、監査役と連携して各子会社の内部監査を実施しております。

ヘ. 取締役の職務執行

当社は、原則月1回取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会で決定した方針に基づき、効果的な職務執行が行われるよう「グループ幹部会議」において周知しております。

ト. 監査役の職務執行

監査役は、取締役会へ出席し、常勤監査役は、「グループ経営会議」及び「グループ幹部会議」並びにその他重要な会議への出席を通じて必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるなどにより健全な経営体制と効率的な運用を図るために助言を行っております。また、監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室との情報交換に努めております。

連結貸借対照表

(平成28年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	9,991,960	流動負債	5,564,241
現金預金	5,951,385	工事未払金等	2,401,463
完成工事未収入金等	390,664	リース債務	25,343
未成工事支出金	438,872	未払法人税等	113,197
販売用不動産	2,586,846	未払消費税等	309,417
原材料及び貯蔵品	131,614	未成工事受入金	1,468,758
繰延税金資産	174,314	完成工事補償引当金	211,237
その他	328,524	その他	1,034,823
貸倒引当金	△10,262	固定負債	2,421,857
固定資産	11,222,531	長期借入金	200,000
有形固定資産	9,441,570	リース債務	46,565
建物・構築物	2,679,551	役員退職慰労引当金	596,259
機械装置及び運搬具	961,194	退職給付に係る負債	795,851
土地	5,730,235	資産除去債務	62,234
リース資産	38,666	繰延税金負債	8,643
建設仮勘定	18,674	その他	712,302
その他	13,247	負債合計	7,986,098
無形固定資産	124,407	純資産の部	
その他	124,407	株主資本	13,240,604
投資その他の資産	1,656,553	資本金	7,114,815
投資有価証券	771,074	資本剰余金	4,427,452
長期貸付金	118,777	利益剰余金	1,755,178
繰延税金資産	59,798	自己株式	△56,840
その他	817,928	その他の包括利益累計額	△12,211
貸倒引当金	△111,026	その他有価証券評価差額金	△1,076
資産合計	21,214,491	退職給付に係る調整累計額	△11,134
		純資産合計	13,228,393
		負債純資産合計	21,214,491

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（平成27年11月1日から
平成28年10月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	24,896,001
売 上 原 価	17,422,557
売 上 総 利 益	7,473,443
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,325,360
営 業 利 益	148,082
営 業 外 収 益	122,412
受 取 利 息	2,899
受 取 配 当 金	18,337
補 助 金 収 入	30,866
受 取 保 証 金	12,556
受 取 事 務 手 数 料	10,836
そ の 他	46,916
営 業 外 費 用	22,869
支 払 利 息	8,459
減 価 償 却 費	395
そ の 他	14,014
経 常 利 益	247,624
特 別 損 失	56,129
役 員 退 職 慰 労 金	320
固 定 資 産 除 却 損	8,739
投 資 有 価 証 券 売 却 損	27,002
減 損 損 失	20,067
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	191,495
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	89,607
法 人 税 等 調 整 額	71,139
法 人 税 等 合 計	160,746
当 期 純 利 益	30,749
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	—
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	30,749

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年11月1日から）
（平成28年10月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	7,114,815	4,427,452	1,852,023	△56,831	13,337,459
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△127,594		△127,594
親会社株主に帰属する当期純利益			30,749		30,749
自己株式の取得				△9	△9
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	△96,845	△9	△96,854
当連結会計年度末残高	7,114,815	4,427,452	1,755,178	△56,840	13,240,604

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	85,160	△14,985	70,175	13,407,634
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△127,594
親会社株主に帰属する当期純利益				30,749
自己株式の取得				△9
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△86,237	3,850	△82,386	△82,386
当連結会計年度変動額合計	△86,237	3,850	△82,386	△179,241
当連結会計年度末残高	△1,076	△11,134	△12,211	13,228,393

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 株式会社土屋ホーム
株式会社土屋ホームトピア

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社アーキテクノは、株式会社土屋ホームを存続会社とする吸収合併により解散したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当する会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

- ・時価のないもの

たな卸資産

- ・未成工事支出金
- ・販売用不動産

個別法による原価法

個別法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・半製品

総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・原材料

総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・貯蔵品

主に総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、メガソーラー設備及び連結子会社株式会社土屋ホームの有形固定資産のうち、北広島工場の建物、機械装置及び運搬具並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 2～20年

無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
③ 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
完成工事補償引当金	完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の補償見込みを加味した額を計上しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく当連結会計年度末支給額を計上しております。
④ 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
数理計算上の差異の費用処理方法	数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
⑤ 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準	<ul style="list-style-type: none"> ・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法） ・その他の工事 工事完成基準
⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産は、連結決算日の直物為替相場による円貨に換算しております。
⑦ 消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、たな卸資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度に負担すべき期間費用として処理しており、固定資産に係る控除対象外消費税等は長期前払費用として計上し、５年間にわたり償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結計算書類の組換えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保に供している資産

建物・構築物	433,860千円
土地	1,500,634千円
計	1,934,494千円

上記資産1,934,494円は、銀行からの借入債務に対して極度額2,065,000千円の根抵当権を設定しておりますが、当連結会計年度末現在該当する債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

7,158,150千円

(3) 保証債務

下記の住宅購入者に対する金融機関の融資について保証を行っております。

住宅購入者	1,689,946千円
-------	-------------

なお、住宅購入者(182件)に係る保証の大半は、公的資金等が実行されるまでの金融機関に対する一時的な保証債務であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	25,775,118株	一株	一株	25,775,118株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	256,180株	66株	一株	256,246株

(注) 自己株式の株式数の増加66株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年 12月8日 取締役会	普通株式	127,594	5	平成27年 10月31日	平成28年 1月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年 12月7日 取締役会	普通株式	102,075	利益剰余金	4	平成28年 10月31日	平成29年 1月30日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による運用を行っております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規程に則って管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先との関係を勘案し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

営業債務である工事未払金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金預金	5,951,385	5,951,385	—
(2) 完成工事未収入金等	390,664	390,664	—
(3) 投資有価証券	651,072	651,072	—
資産計	6,993,122	6,993,122	—
(1) 工事未払金等	2,401,463	2,401,463	—
負債計	2,401,463	2,401,463	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 工事未払金等

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	120,002

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	5,951,385	—	—	—
完成工事未収入金等	390,664	—	—	—
投資有価証券	—	103,820	91,337	—
合計	6,342,050	103,820	91,337	—

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、北海道その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸マンション（土地を含む）を所有しております。なお、賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の連結子会社で使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	3,775,911	△25,616	3,750,295	2,792,403
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,016,256	2,266	1,018,522	799,563

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は改修に係る資本的支出（66,324千円）であり、主な減少額は減価償却費（80,409千円）であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当連結会計年度における損益は、次のとおりであります。

	賃貸収益（千円）	賃貸費用（千円）	差額（千円）
賃貸等不動産	254,401	176,358	78,042
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	94,510	58,126	36,384

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供として当社及び一部の連結子会社で使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されておられません。なお、当該不動産に係る費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）については、賃貸費用に含まれております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 518円38銭
(2) 1株当たり当期純利益 1円20銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	30,749
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	30,749
期中平均発行済株式数(株)	25,518,888

8. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、平成28年12月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とし、資本効率を向上させ株主還元に資するため、自己株式の取得を行うものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

- ①取得対象株式の種類 当社普通株式
②取得し得る株式の総数 600,000株(上限)
③株式の取得価額の総額 100,000,000円(上限)
④取得期間 平成28年12月8日～平成29年5月31日

貸借対照表

(平成28年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,063,642	流動負債	95,038
現金預金	3,965,289	未払金	42,675
売掛金	29,272	未払費用	17,681
貯蔵品	699	未払法人税等	20,810
前払費用	11,811	未払消費税等	7,256
その他	56,569	預り金	4,378
固定資産	9,375,061	その他	2,235
有形固定資産	7,474,541	固定負債	834,289
建物	1,736,175	長期借入金	200,000
構築物	40,081	長期預り保証金	34,000
機械装置	908,040	退職給付引当金	33,519
工具器具備品	5,699	役員退職慰労引当金	517,150
土地	4,784,544	繰延税金負債	8,643
無形固定資産	32,287	資産除去債務	35,671
商標権	517	リース債務	5,303
ソフトウェア	25,448	負債合計	929,327
電話加入権	72	純資産の部	
リース資産	6,249	株主資本	12,510,452
投資その他の資産	1,868,232	資本金	7,114,815
投資有価証券	751,074	資本剰余金	4,427,452
関係会社株式	739,186	資本準備金	3,927,452
出資金	310	その他資本剰余金	500,000
長期前払費用	1,143	利益剰余金	1,025,026
長期未収入金	17	その他利益剰余金	1,025,026
役員保険積立金	224,817	繰越利益剰余金	1,025,026
その他	157,995	自己株式	△56,840
貸倒引当金	△6,311	評価・換算差額等	△1,076
資産合計	13,438,703	その他有価証券評価差額金	△1,076
		純資産合計	12,509,376
		負債純資産合計	13,438,703

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年11月1日から
平成28年10月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	1,087,758
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	906,900
営 業 利 益	180,857
営 業 外 収 益	49,239
受 取 利 息	13,472
受 取 配 当 金	17,736
補 助 金 収 入	5,866
そ の 他	12,164
営 業 外 費 用	10,722
支 払 利 息	8,459
貯 蔵 品 売 却 損	1,296
そ の 他	966
経 常 利 益	219,375
特 別 損 失	27,322
役 員 退 職 慰 労 金	320
投 資 有 価 証 券 売 却 損	27,002
税 引 前 当 期 純 利 益	192,053
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,170
法 人 税 等 調 整 額	△992
当 期 純 利 益	187,875

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年11月1日から
平成28年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	自 己 株 式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	7,114,815	3,927,452	500,000	964,746	△56,831	12,450,181
当 期 変 動 額						
剰余金の配当				△127,594		△127,594
当 期 純 利 益				187,875		187,875
自己株式の取得					△9	△9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	60,280	△9	60,271
当 期 末 残 高	7,114,815	3,927,452	500,000	1,025,026	△56,840	12,510,452

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	85,160	85,160	12,535,342
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△127,594
当 期 純 利 益			187,875
自己株式の取得			△9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△86,237	△86,237	△86,237
当期変動額合計	△86,237	△86,237	△25,965
当 期 末 残 高	△1,076	△1,076	12,509,376

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 貯蔵品 総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法
（リース資産を除く） ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及びメガソーラー設備並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建物 6～50年
 - 機械装置 7～20年
- ② 無形固定資産 定額法
（リース資産を除く） ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産は、決算日の直物為替相場による円貨に換算しております。

(5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく当事業年度末支給額を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、たな卸資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度に負担すべき期間費用として処理しており、固定資産に係る控除対象外消費税等は長期前払費用として計上し、5年間にわたり償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保に供している資産

建物	347,661千円
土地	1,179,394千円
計	1,527,055千円

上記資産1,527,055千円は、銀行からの借入債務に対して極額1,765,000千円の根拠当権を設定しておりますが、当事業年度末現在該当する債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,364,790千円

(3) 保証債務

下記の住宅購入者に対する金融機関の融資について保証を行っております。

住宅購入者 1,283,828千円

なお、住宅購入者(143件)に係る保証の大半は、公的資金等が実行されるまでの金融機関に対する一時的な保証債務であります。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	381千円
② 短期金銭債務	22,657千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	358,510千円
② 販売費及び一般管理費	84,287千円
③ 営業取引以外の取引高	12,942千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	256,180株	66株	一株	256,246株

(注) 自己株式の株式数の増加66株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金等ではありますが、全額評価性引当を行っておりません。繰延税金負債の発生原因は、資産除去債務であります。

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)及び「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.0%から、平成28年11月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.6%に、平成30年11月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.4%となります。

なお、この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

名 称	議 決 権 の 数		取引の内容	取引金額 (千円)	取引条件及び 取引条件の 決定方針	期末残高 (千円)
	所有割合 (%)	被所有割合 (%)				
(株)土屋ホーム	100.0	—	業務委託費	200,000	注1.	—
			事務所の 賃 貸 等	114,594	注2.	—
			利息の受取	12,078	注3.	—
			固定資産の 購 入	64,841	注1.	12,165
			保 証 債 務	—	注4.	1,283,828
(株)土屋ホームトピア	100.0	—	業務委託費	41,700	注1.	—
			事務所の 賃 貸 等	2,215	注2.	—
			利息の受取	465	注3.	—

- (注) 1. 当社が各子会社との間に締結した契約に基づいて取引条件を決定しております。
 2. 賃貸借料につきましては、近隣の賃貸借事例を勘案し合理的に決定しております。
 3. 貸付金及び貸付金利息につきましては、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
 4. 子会社の保証債務(住宅購入者に対する金融機関の融資についての保証)についての連帯保証であります。なお、保証料は受領していません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 490円20銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 7円36銭 |

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
当期純利益（千円）	187,875
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	187,875
期中平均発行済株式数（株）	25,518,888

9. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、平成28年12月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とし、資本効率を向上させ株主還元に資するため、自己株式の取得を行うものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ①取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ②取得し得る株式の総数 | 600,000株(上限) |
| ③株式の取得価額の総額 | 100,000,000円(上限) |
| ④取得期間 | 平成28年12月8日～平成29年5月31日 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年12月14日

株式会社土屋ホールディングス

取締役会 御中

監査法人 銀河

代表社員 公認会計士 木下 均 ㊟
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中原 郁乃 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社土屋ホールディングスの平成27年11月1日から平成28年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社土屋ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年12月14日

株式会社土屋ホールディングス

取締役会 御中

監査法人 銀河

代表社員 公認会計士 木下 均 ㊟
業務執行社員
代表社員 公認会計士 中原 郁乃 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社土屋ホールディングスの平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人銀河の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人監査法人銀河の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年12月15日

株式会社土屋ホールディングス 監査役会

常勤監査役	大	山	耕	司	Ⓢ
社外監査役	佐	藤	良	雄	Ⓢ
社外監査役	太	田	勝	久	Ⓢ
社外監査役	千	葉		智	Ⓢ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	つち や しゅう ぞう 土 屋 昌 三 (昭和47年4月3日生)	平成11年11月 株式会社土屋ホーム青森（現 株式会社土屋ホーム）入社 常務取締役 平成13年11月 同社代表取締役社長 平成14年1月 当社取締役 平成14年11月 当社社長室長 平成15年9月 株式会社土屋ホーム東北（現 株式会社土屋ホーム）監査役 平成16年4月 当社専務取締役 平成17年11月 当社住宅部門担当 平成20年11月 当社代表取締役社長（現任）	406,510株
[選任の理由] 土屋 昌三氏は、当社グループ会社の代表取締役社長及び当社の要職を歴任した後、平成20年11月より当社代表取締役社長を務めており、企業経営者としての豊富な経験と実績を有しており、更なる企業価値の向上に向け、引き続き取締役候補者としてお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日) 名	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 数
2	おお よし とも ひろ 大 吉 智 浩 (昭和39年6月15日生)	平成5年9月 株式会社ホームトピア（現 株 式会社土屋ホームトピア）入社 平成8年11月 同社さざえ（現 函館支店）店 長 平成9年6月 同社北海道南北ブロック長 平成9年11月 同社北海道ブロック長兼ポテト （現 札幌本店）店長 平成11年1月 同社取締役 平成14年11月 同社代表取締役社長 平成15年1月 当社取締役 平成20年11月 当社専務取締役 平成24年11月 当社代表取締役専務（現任）	37,500株
[選任の理由] 大吉 智浩氏は、当社グループ会社の営業部門の責任者を歴任し、同社の代表取締 役社長を歴任するなど企業経営者としての豊富な経験と実績を有しており、更なる企 業価値の向上に向け、引き続き取締役候補者としてお願いするものであります。			
3	まえ かわ かつ ひこ 前 川 克 彦 (昭和32年6月29日生)	昭和59年3月 株式会社ホームトピア（現 株 式会社土屋ホームトピア）入社 平成10年11月 当社経理部長 平成14年4月 当社経営管理室長 平成16年4月 当社社長室長 平成19年11月 株式会社土屋ホームトピア取締 役経理部長 平成20年11月 同社監査役 平成21年11月 同社取締役社長室長 平成23年11月 当社財務部長 平成24年1月 当社取締役財務部長 平成28年11月 当社取締役総合企画部長 （現任）	18,700株
[選任の理由] 前川 克彦氏は、当社及び当社グループ会社の経営管理部門及び経理財務部門の責 任者を歴任するなど経営及び経理財務の豊富な経験と実績を有しており、更なる企業 価値の向上に向け、引き続き取締役候補者としてお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	てづか じゅん いち 手塚 純 一 (昭和26年5月19日生)	昭和50年4月 三井建設株式会社(現 三井住友建設株式会社)入社 昭和54年4月 アサヒ住宅株式会社入社 昭和62年6月 同社取締役 平成2年1月 同社常務取締役 平成4年10月 ジェイ建築システム株式会社設立 代表取締役(現任) 平成20年11月 当社取締役(現任)	-
<p>[選任の理由]</p> <p>手塚 純一氏は、経営者としての豊富な経験と建築技術者としての高い見識及び人脈を有しており、社外取締役として大所高所から事業に有益な助言を行っていただき、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、引き続き社外取締役候補者としてお願いするものであります。</p>			
5	にし しろ あき こ 西代 明 子 (昭和23年6月26日生)	昭和53年2月 建築士事務所 西代企画設計開設 同所代表(現任) 平成5年9月 北海道マイホームセンター 相談員 平成14年4月 一般財団法人北海道建築指導センター 相談員 平成28年1月 当社取締役(現任)	-
<p>[選任の理由]</p> <p>西代 明子氏は、建築技術者としての高い見識及び人脈を有しており、社外取締役として大所高所から事業に有益な助言を行っていただき、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、引き続き社外取締役候補者としてお願いするものであります。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 手塚純一氏及び西代明子氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって手塚純一氏は8年3ヶ月、西代明子氏は1年であります。

(2) 独立役員の届出について

当社は手塚純一氏及び西代明子氏を、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

(3) 社外取締役との責任限定契約の概要について

当社は、手塚純一氏及び西代明子氏との間で会社法第427条第1項に基づき、損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

なお、当該契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項に基づき当社に対し損害賠償責任を負う場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める次に掲げる額の合計額を当該損害賠償責任の限度とする。
 - ① 社外取締役がその在職中に当社から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額。
 - ② 社外取締役が当社の新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額。

第2号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役土屋公三氏は、本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
土屋公三	昭和51年9月 当社設立 当社代表取締役社長 平成13年11月 当社代表取締役会長 平成23年1月 当社取締役会長(現任)

以上

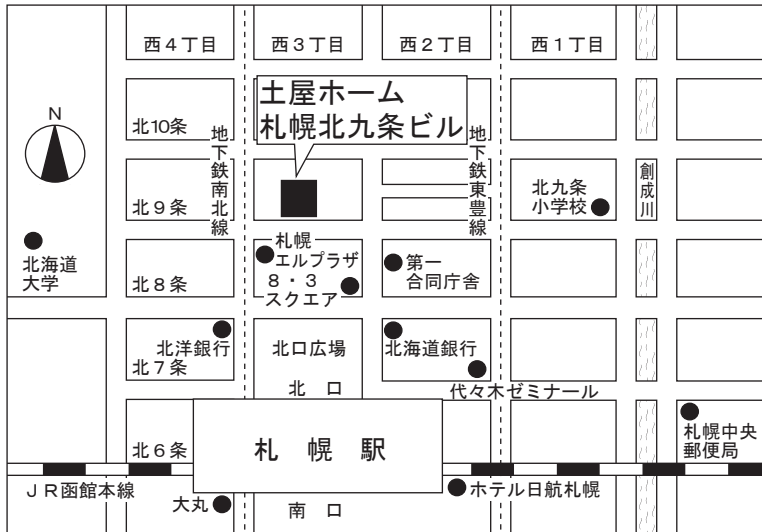
株主総会会場ご案内略図

札幌市北区北9条西3丁目7番地

土屋ホーム札幌北九条ビル 8階 会議室

電話 (011) 717-5556 (土屋ホールディングス)

ホームページアドレス <http://www.tsuchiya.co.jp/>



・ J R札幌駅北口より徒歩5分

・ 地下鉄札幌駅より徒歩5分

(お願い) お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。